

ご存知ですか？

# ハラスメント

## モラルハラスメント

- 親・恋人・同僚など周りの人に、言葉や態度、身振りや文書等で精神的に継続的ないやがらせを行うこと。
- ・あいさつをしない、あからさまに無視する
  - ・周りの人を取り込んで孤立させる
  - ・人格を否定する、攻撃する など

## ジェンダーハラスメント

- 性に関する固定観念や差別意識によるいやがらせを指す。
- ・お茶くみを女性にだけさせる
  - ・重い荷物を男性にだけ運ばせる
  - ・「男なのになよなよしている」「女なのに大食いだ」 など

## アルコールハラスメント

- ・本人の体調や意向を無視して飲酒を強要する
- ・宴会に酒類以外を用意しない など

## エア－ハラスメント

- ・寒がる（暑がる）同僚を無視して空調の温度を下げる（上げる） など

## ○ハラスメントは何？

嫌がらせや、相手を不快にさせる行為のことをいいます。発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威おそを与えることを指します。

たくさん種類があると言われているハラスメントの中から、いくつか例を挙げてみます。

## パワーハラスメント

○同じ職場で立場や役職上優位な人が、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。

- ・人前で過剰に叱責
- ・相手によって対応にあからさまな差をつける
- ・不必要に個人的なことを聞き出そうとする など



## セクシャルハラスメント

○本人の意図に関わらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指す。

- ・卑猥な発言や身振り
- ・不必要な身体接触
- ・年齢・体型・容姿等について、ことさらに言う など

## ペットハラスメント

- ・飼い犬にリードを付けず散歩させ、すれ違う人に恐怖を与える
- ・嫌がるペットに無理やり服を着せる など



## ●ハラスメントを防止するためには…●

- 不快に感じるかどうかについては、個人間・男女間・世代間で差があることを認識しましょう。
- どんなことがハラスメントにあたるのかを知っておきましょう。
- 相談窓口の周知と、早期発見・早期解決が大切です。



## 加害者にならないためには…

ちょっとした言葉遣いや指示の仕方でも相手が不快感を覚え、それが繰り返されることでハラスメントになることがあります。また、相手をけなすだけでなく、ほめる等、好意からの発言であっても、相手にとっては負担になったり不快だったりすることがあります。

相手がやめてほしいというサインを示したら、すぐに改め、場合によっては事後のフォローも必要です。

当事者だけの問題ではなく、周囲の人達がそうした事実を知ること、職場全体の雰囲気が悪くなるなど、悪影響を及ぼす可能性があります。

日頃から相手を尊重し、適度なコミュニケーションを通じて、周りの人々とよい関係を築くことが大切です。



好意でも相手に嫌な思いをさせることもあるんだ…。一人ひとり考え方も感じ方も違うもんね。お互いが上手に伝え合う、コミュニケーションが大切だね。

### 【関連相談窓口】

- 南国市人権相談：毎月20日10時～15時（但し土日祝の場合は翌平日）  
ところ/社会福祉センター  
問い合わせ/南国市役所総務課総務係  
☎880-6551
- 高知地方法務局：☎0570-003-110（月～金8:30～17:15）
- こうち男女共同参画センター「ソーレ」（女性のための一般相談・DV等）  
（毎日9時～12時/13時～17時（第2水曜日を除く））  
☎873-9555

## ●もしも被害にあったら…●

- ①はっきりと意思表示、毅然とした態度をとる
- ②被害にあった日時・場所・内容の記録をとる。
- ③信頼できる人や窓口にご相談をする。
- ④我慢しすぎない。



※人権特集は、人権週間（12月4日～10日）にちなんで、毎年12月号に掲載しています。  
問い合わせは、南国市教育委員会事務局生涯学習課 人権啓発広報委員会まで（☎880-6569）